

除籍した図書の再活用について

除籍決定を行った図書の再活用については、学内教員にのみ留まり、県内の公立図書館や県民、古書買取業者への譲渡・売却といった再活用の方法を取り入れることができていなかった。

1) 学内教員の再活用状況 (9/21 現在) ※ 確認中

重複図書

学生研究室 (825 冊)	教員研究室等 (1,002 冊)	計	1,827 冊
---------------	------------------	---	---------

重複していない図書

学生研究室 (163 冊)	教員研究室等 (399 冊)	計	562 冊
---------------	-----------------	---	-------

合計 2,389 冊

2) 学外での再活用を取り入れることができなかった要因

他大学のように、譲渡（教員・学生、県内の公立図書館、県民）や売却について議論がなかったわけではないが、短期間に大量の除却を行わざるを得ない状況の中、以下のような理由が複合的に存在し、除籍した図書を有効活用する道を拓くことができなかった。

- ① 大学名や教員名の記された本が学外に出回ることは不適切であるとの認識
- ② 大学・県の資産を勝手に売却することは不適切であるとの認識
- ③ 譲渡などの手続きを行う場合に要する時間や労力の制約
- ④ 除却後の書籍を譲渡するために保管する場所の確保
- ⑤ 他の図書館との連携、全学的な情報・認識の共有の弱さ

学外機関や学外者に対して除籍した図書の再活用を依頼することなく、焼却に至った理由は、上記のような慣習的に持っていた不適切な認識、物理的な課題、不十分な取り組みを打破できなかったことなどにあっただが、突き詰めれば、大学として思考が断絶していたことや視野の拡大ができなかったことが大きな要因であると考えられる。